

## 母子寡婦福祉制度の変遷

昭和39年	「母子福祉法」制定：母子家庭の基本理念と総合施策の推進。
昭和57年	「母子福祉法」改正：寡婦を対象に拡充し、「母子及び寡婦福祉法」に改称。
平成2年	「母子及び寡婦福祉法」改正：在宅サービスの法定化。
平成14年3月	「母子家庭等自立支援対策大綱」策定
平成14年8月	「児童扶養手当法施行令」の一部改正 児童扶養手当について、就労による自立を促進することから、就労等により収入が増えた場合、手当を加えた総収入がなだらかに増えていくよう手当額の見直しが行われた。
平成14年11月	「母子及び寡婦福祉法」の一部改正（平成15年4月1日施行） ひとり親家庭等に対する「きめ細かなサービスの展開」と母子家庭の母等に対する子育てや生活支援策、就業支援策、養育費の確保、経済的支援策を総合的に展開することとし、国による基本方針策定、都道府県等による自立促進計画の策定を明確化。
平成15年3月	「母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」（厚生労働省告示） 国や地方公共団体が構すべき措置に対する支援、地方公共団体の策定する母子家庭及び寡婦自立促進計画の指針が示された。
平成15年8月	「母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法」の施行 母子家庭の母の就業支援について特別の立法措置。
平成16年2月	「母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」一部改正（厚生労働省告示） 母子家庭の母の就業支援について特別の立法措置を踏まえた改正。
平成20年2月	「児童扶養手当法施行令」の一部改正 児童扶養手当の支給開始月の初日から起算して5年又は手当の支給要件に該当する日の属する月の初日から起算して7年を経過したときは手当の一部を支給停止することとされており、その支給停止の額及び一部支給停止が適用されない事由について定められた。
平成20年4月	「母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」（厚生労働省告示） 国や地方公共団体が構すべき措置に対する支援、地方公共団体の策定する母子家庭及び寡婦自立促進計画の指針が示された。